

薬学研究科〔博士課程（４年制）〕修了要件・学位授与までの過程

1. 修了要件

（１）医療薬学講義

１年次に各分野共通の医療薬学総合講義を履修し、２単位を修得しなければならない。

（２）高度専門教育科目（特論、演習）

特論については専攻内の１６科目から５科目以上選択し、１０単位以上を修得する。

演習については専攻内の４科目から１科目以上選択し、２単位以上を修得する。

（３）医療薬学実習

１年次から３年次にかけて医療薬学実習（実践的医療薬学演習（必修）、フィジカルアセスメント学内実習（必修）、フィジカルアセスメント臨床実習（選択））を受講し、計４単位以上を修得しなければならない。

（４）博士論文研究

１年次から４年次に課題研究として所属する教育研究専門分野の研究指導教員（主任）の課題研究科目を一つ選択し、研究指導教員（主任）および研究指導補助教員の複数指導体制の下で博士論文作成のための研究を行い、薬学研究科の課題研究として１２単位以上を修得しなければならない。

【単位認定基準】

課題研究１２単位の単位認定においては、薬学研究科医療薬学専攻に４年以上在籍し、課題研究に携わり、独創的、創造的な研究成果を公表するとともに、医療薬学講義２単位、特論１０単位以上、演習２単位以上、医療薬学実習４単位以上を修得している必要がある。

上記、計３０単位以上を修得し、かつ最終試験（論文発表会および論文内容の審査）に合格しなければならない。研究成果は査読付き原著論文誌（学会誌等）に２報以上公表し、その中で少なくとも１報は筆頭著者でなければならない。原著論文は既に掲載されているか、または「印刷中」の場合には学会誌編集長等の証明書を添付すれば、既に公表されているものとして取り扱う。

【学位審査基準】

原則として、主論文、副論文共に原著論文であることとし、投稿論文の区分は Full paper とする。ただし、投稿論文の種類が、異なる区分で受理された場合は、予備審査委員会において原著論文に相当するレベルかどうか、また、論文の形式が基準を満たしているかどうかについて審査するものとする。

【最終試験】

学位審査を受ける学生が博士の学位を取得するに値する基礎学力・関連分野の専門的学力並びに英語力を修得していることの有無について、主査（１名）および副査（４名）を担当する教員が最終試験（論文発表会および論文内容の審査）を実施する。最終試験は審査員全員（５名）の合格を得る必要がある。

２．学位授与までのプロセス

次の手順で学位授与を行う。

- （１）大学院入学時あるいは入学試験以前に、希望する教育研究専門分野の研究指導教員と課題研究のテーマについて十分に話し合い、研究の方向性を決める。
 - （２）１年次より研究指導教員（主任）および副指導教員の複数指導体制の下、課題研究に取り組む。
 - （３）１年次導入教育として医療薬学講義（医療薬学総合講義）を受講し、社会に貢献できる能力、資質、姿勢、素養を持った自立した薬学研究者としての基礎を学ぶ。
 - （４）２年次までに高度専門教育科目（特論および演習）の単位を修得し、幅広い基礎知識や専門知識を涵養する。
 - （５）２年終了時に課題研究の進捗状況を確認するため中間成果報告会を行い、課題研究の問題点を抽出し、研究の進展を図る。
 - （６）課題研究の進捗状況に合わせ、２・３年次より研究成果の公表を行っていく。
 - （７）３年次までに医療薬学実習（実践的医療薬学演習、フィジカルアセスメント学内実習およびフィジカルアセスメント臨床実習）を受講し、臨床現場において指導的役割を担う高度専門的な臨床薬剤師としての知識、技能を修得する。
 - （８）３年次後期終了時に学会発表、原著論文の作成状況を指導教員を通じ報告し、課題研究の進捗状況を薬学研究科委員会が確認の上、問題がないと判断された院生については、４年次前期より医療薬学研究総合演習（通年）を受講し、課題研究の総括的指導を受け、４年次後期より博士論文を完成させる。この間、博士論文の予備審査を受けつつ、研究指導教員（主任）の指導により博士論文発表会を行い、博士論文の本審査を受ける。
 - （９）薬学研究科委員会での合否審議を経て学長に報告し、学長が博士課程修了の認定を行う。
 - （１０）博士課程を修了した者に学長が博士（薬学）の学位を授与する。
- 学位授与までの流れを次に示す。

薬学研究科学位授与までのスケジュール

	学位申請者	教員／薬学研究科委員会
前年度 9月・2月・3月	入学試験（学力および研究計画の 査定）	
1年次4月	履修指導・研究指導体制の決定	
	研究計画の作成	
	医療薬学講義の履修	
	高度専門教育科目（特論および演 習）の履修	
	医療薬学実習（必修）の履修	
2年次4月	高度専門教育科目（特論および演 習）の履修	
	医療薬学実習（必修）の履修	
9月	医療薬学実習（選択）の履修	
1月	中間成果報告会の実施	課題研究の進捗状況の確認
3年次2月		課題研究の進捗状況の確認 並びに、予備審査委員の選 出（主査および副査につい ては本審査に準ずる）
4年次4月	医療薬学研究総合演習（選択）の履 修	
8月	学位論文の予備審査および資格審 査（8月末）申請書提出	
9月～12月	学位論文の予備審査開始（草稿の 提出）	予備審査結果の報告および 学位審査資格の審査
12月	学位審査の申請（12/20）	
1月	博士論文発表会の実施	学位審査委員の選出 発表内容の審議・承認
2月	博士論文の提出（論文発表会後1 週間以内）	博士論文の審査 審査結果の報告
	学位論文の冊子体、全文のPDFお よび要旨のPDF提出（2月末）	学位授与可否の審議・承認
3月	学位（博士）の授与	

3. 研究の倫理審査体制について

本学では、全学的に動物実験倫理委員会、臨床試験倫理審査委員会、ヒトゲノム研究倫理審査委員会、遺伝子組換え実験安全管理委員会が設置されており、学部並びに大学院での研究内容が、倫理上に関係する場合は、これらの委員会を通さなければならない。

また、委員会においては、倫理的観点および科学的観点から実験並びに試験の目的、計画等の妥当性を事前審査し、さらにそれらが行われる過程での指導および結果の事後評価を行い、適切な運営、管理体制のもと研究が行われるよう努める。

4. 学位論文審査体制、学位論文の公表方法

(1) 学位論文審査体制と学位論文の公表方法について

①本薬学研究科に4年以上在籍して講義（特論）、実習および演習の単位を修得し、研究指導教員や副指導教員の指導のもと修業期間終了までに課題研究について博士論文を作成する。

②修業最終年度の定められた期限までに学位論文資格審査願を本人が薬学研究科委員会に提出する。

③博士（薬学）授与申請には学位論文要旨、学位論文、業績リストなどそれぞれ5部を薬学研究科委員会に提出する。

④学位論文の審査および申請者の試験は、5名の本薬学研究科大学院担当教員（主査1名、副査4名、副査には必要に応じて本薬学研究科大学院担当教員以外の者を充てることも出来る。ただし主査、副査には研究指導教員及び副指導教員を含めることは出来ない）により行われ、主査は審査・試験結果を取りまとめる。

⑤主査からの審査結果報告に基づき、薬学研究科委員会で可否を審議し学位授与の可否を決定する。学位規程に従って、博士（薬学）の学位を授与する。

⑥学位論文は授与の決定後ただちに印刷され公表される。すなわち、文部科学省の規則等により学位論文は国立国会図書館に送付される。その要旨は鈴鹿医療科学大学紀要に掲載される。学位論文とその要旨は本学インターネットホームページで公開され、他の薬科大学大学院等にも送付される。